

住宅用火災警報器の設置促進のため、 消防職員が戸別訪問します。

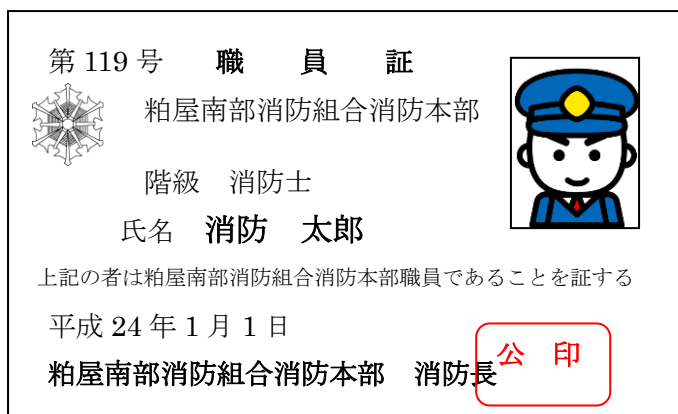
住宅用火災警報器の設置はお済でしょうか？

住宅火災から逃げ遅れによる焼死者をなくすために、**住宅用火災警報器の設置が必要です。**

設置して10年を目安に交換しましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

- 訪問時に職員は救助服（オレンジ色）若しくは活動服（青色）を着用し身分証明書と立入検査証を提示しますので、ご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

柏屋南部消防組合消防本部 予防課 指導係 935-6389（平日・直通）

なお、土日祭日及び平日17時以降は下記の電話をお願いいたします。

志免・宇美・須恵 935-5111（南部消防署）

柏屋・篠栗・久山 938-3216（中部消防署）

（注）住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に十分ご注意ください。
消防職員が販売することはありません。